

みんなの力で安全で安心して暮らせる多様性のあるまちへ

# 唐津市人権教育・啓発基本方針

(第2次改訂)

概要版



令和8年（2026年）3月

唐 津 市

# 基本的な考え方

## 見直しの趣旨等

情報化等の進展に伴い、人権に関する問題は多様化、複雑化し、特にインターネットによる不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷等が増加し、大きな課題となっており、それらの問題に迅速に対応するため、基本方針の改訂を行うこととしました。

## 基本方針の位置づけ

唐津市では、様々な人権に関する問題の解消を目指し、人権が尊重される社会づくりの推進を目的として、令和6年（2024年）3月に「唐津市人権が尊重される社会づくり推進条例」を制定・施行しました。  
この基本方針は、条例の規定に基づき、市の具体的な人権施策を進めるに当たっての方向性を示したものです。

## 人権尊重のための基本姿勢

人権が尊重されることで平和が守られ、平和であれば人権が守られます。人権尊重は平和の基礎であるといえます。平和で人権が尊重される社会づくりを進めていくためには、市、事業者、市民一人一人が地域社会を構成する主体として、人権尊重の視点を意識して行動することが必要です。

### 市

- 人権に関わる機関等と連携・協力して人権啓発等の施策を推進する
- 人権施策に関係する諸施策を積極的に推進する
- 市職員は人権尊重の視点に立って職務を遂行する

### 市民

- 多様な個性を認め合う
- 「差別をしない」、「差別を許さない」という気持ちを行動に表す
- 人権課題を自分事として考え、行動する
- 自らの権利を守る力を学び、持ち続ける

### 事業者

- 職場研修を実施し、従業員の人権課題への理解促進や職場全体で人権尊重の意識を向上させる
- 人権に配慮した事業活動を行う
- 公正な採用と公平な処遇を行う

# 人権施策の推進方向

## 人権の視点に立った行政の推進

人権尊重の視点に立った行政の積極的な推進に取り組み、職員一人一人が人権問題を自分自身の問題として捉え、常に職務や研修を通して人権意識の高揚に努めます。

## あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現には、こどもから大人まで、あらゆる年齢層の市民やあらゆる場において人権教育・啓発を行うことが重要です。全ての人々の人権が尊重・擁護され、差別のない明るい社会を実現するために、様々な人権教育・啓発を行い、市民の人権意識の高揚に取り組みます。

### 就学前

- 人権の心を育む幼・保育計画の編成
- 健康・生活習慣・社会性の育成
- 地域・家庭・小学校との連携
- 就学前教育に携わる教職員等の資質向上

### 学 校

- 全ての教育活動を通じた人権教育の推進
- 同和教育の成果を考えた人権教育の展開
- 教職員研修の充実
- 人権教育の推進体制の整備

### 家 庭

- 学習機会や情報提供の充実
- 相談・支援体制の整備
- 虐待等に対する支援

### 地 域

- 学習の機会の提供
- 学習の環境整備
- 学校及び家庭との連携
- 地域の推進組織の育成

### 企 業

- 就職の機会均等の確立
- 企業内での人権教育の推進

## 特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事する人たちを対象とした、人権教育・啓発の推進に努めることが大切です。

- 市職員等
- 医療・福祉関係者
- 教職員
- 福祉関係者
- 社会教育関係者
- マスメディア関係者

## 人権教育・啓発の効果的推進

人権教育・啓発を総合的、体系的な視点から推進していくための学習環境の整備や学習内容・方法・教材の研究や開発、講師や指導者などの人材育成の施策を積極的に進めていきます。

- 人材育成と資質向上
- 学習内容の充実

## 相談・支援の推進

各種相談、支援に関する制度や支援機関の情報を積極的に提供し、国をはじめ、県や他市町村の機関、弁護士会、市民団体などと相互連携と協力を進めます。

# 課題別施策の推進

## 部落差別 (同和問題)

部落差別（同和問題）の解決を「自分事」として捉え、一人一人が偏見や差別意識の解消を担う主体者としての教育・啓発や相談体制を充実することにより解決を目指します。

- 学校における人権・同和教育の推進
- 地域における人権・同和教育の推進
- 人権・同和行政の推進

## 女 性

家庭、職場、地域などあらゆる分野において男女が共に個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が進むとともに、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

- 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
- あらゆる分野での女性活躍の推進
- 男女間の暴力のない社会づくり
- 安全・安心な社会づくり

## こども

次代の社会を担う全てのこどもたちが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が出来ることを目指します。

- 啓発活動の推進
- 児童の権利に関する理念の教育
- いじめや不登校問題などへの取組
- 児童虐待防止などへの取組
- 就学前の保育連携
- 健全育成と安全に向けた取組
- こどもの貧困対策への取組

## 高齢者

住み慣れた地域で健康で生きがいを持つとともに、安心していきいきと暮らすことができる社会を目指します。

- 啓発活動の推進
- 健康づくりの推進
- 安定した介護サービスの継続
- 社会参加の推進
- バリアフリーの推進
- 就業機会の確保と能力開発

## 障がいの ある人

市民・事業者の正しい理解が深まり、身近な地域で幅広い支援を受けながら、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていける社会の実現を目指します。

- 啓発活動とふれあい交流の推進
- 自立支援の推進
- まなびの環境づくりの推進
- 社会参加の推進
- 生活環境の整備推進
- 相談・支援体制・情報提供の充実
- 人権・権利擁護の推進
- 相談体制の充実

# 課題別施策の推進

## 外国人

多様な価値観を認め合い、協力し合い、共に活躍し、みんなが安心して暮らせる社会となることを目指します。

- 啓発活動の推進
- 人材の育成
- 情報提供・相談体制の充実

## 患者等

感染症や難病等の病気により身体的、精神的、経済的に困難な状況にある患者・元患者やその家族が、周囲の無理解や思い込みなどによる偏見や差別意識により二重に苦しむことなく、住み慣れた地域の中で安心して働き、生活できる社会を目指します。

- ハンセン病患者等
- HIV感染者等
- 難病患者等
- 肝炎患者等

## 犯罪被害者等

犯罪被害者等が、直接的、二次的な被害に苦しむことなく、再び平穏な生活を営むことができる社会を目指します。

- 啓発活動の推進
- 相談・支援体制の充実

## 性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認）

様々な性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の人たちが、自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指します。

- 啓発活動の推進
- 相談体制の充実
- 学校における児童・生徒への配慮
- 医療・福祉分野における配慮
- 行政書類での不必要な性別記載欄の削除

## インターネットによる人権侵害

誰もが適切な情報モラルを身に付け、手軽に、安全・安心にインターネットが活用でき、高度情報化社会の利便性を自分のものとして楽しむことができる環境を目指します。

- 啓発活動の推進
- 相談・支援体制の充実
- 学校における情報教育の推進
- 人権侵害情報等の削除に向けた取組

## その他人権に関わる様々な課題

それぞれの課題の特性に配慮しながら、総合的に課題解決に努めます。

- ホームレス等生活困窮者
- 災害に起因する人権問題
- その他の人権課題

# 推進体制等

## 市の推進体制

- 人権施策を市政の重要な柱と位置づけ、総合的に推進します。
- 全庁的な問題と認識して総合的・効果的な推進に努めます。

## 関係機関・団体等との連携

- 国や県等からの指導助言・支援を受けて関係機関・団体などと緊密に連携を取り、県内各行政との共通理解を深め、人権教育・啓発の推進に果たすべき役割を十分認識して、積極的な働きかけを行います。

## 市民・企業・CSO等との連携

- 市民や企業、CSO等の企画への参画や事業の共催など、今後も一層の連携と協働を推進することで参加型の啓発活動に努めます。
- 自主的・主体的な取り組みを促進するため、人権に関する情報や活動の場の提供などの支援に努めます。

## 基本方針の見直し

- 人権問題を取り巻く国の動向や、国内外の社会情勢の変化等により生じる新たな課題に適切に対応するため、必要に応じて基本方針の見直しを行います。

基本方針の全文はこちらで確認できます ➡



# 唐津市の人権条例

## 「唐津市人権が尊重される社会づくり推進条例」

令和6年3月21日制定

### 条例の概要

#### 目的（第1条）

全ての市民が一人一人の人権とともに認め合い、支え合う社会を目指して、部落差別（同和問題）や女性、こども、高齢者、障がいのある人、性多様性などの人権に関する問題解消を図り、人権が尊重される社会づくりの推進に寄与することを目的としています。

#### 市の責務（第2条）

国、県、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりを進めるための施策を実施します。

#### 市民の責務（第3条）

自らが人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、互いに人権を尊重しなければなりません。また、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとします。

#### 事業者の責務（第4条）

自らが人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、従業員や関係者の人権を尊重し、従業員の意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立った取り組むとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとします。

#### 基本方針（第5条）

人権施策を実施するための基本方針を策定します。

#### 人権侵害行為の禁止等（第6条）

何人も不当な差別をはじめとした人権侵害行為をしてはなりません。  
市は人権侵害を受けた人に対する対応、支援等の相談体制の整備に努めます。

#### インターネット上の誹謗中傷等に対する措置（第7条）

市民に対してインターネット上の誹謗（ひぼう）中傷などが行われた場合には、表現の自由を考慮しながら、必要に応じて情報の削除に向けた措置を行います。

発行 唐 津 市  
佐賀県唐津市西城内1番1号 (〒847-8511)  
市民環境部 人権・同和対策課  
TEL 0955(72)9125  
FAX 0955(72)9180  
E-mail [jinken@city.karatsu.lg.jp](mailto:jinken@city.karatsu.lg.jp)  
URL <https://www.city.karatsu.lg.jp>